

# 個人住民税（市町村民税・府民税） 特別徴収の事務手引き

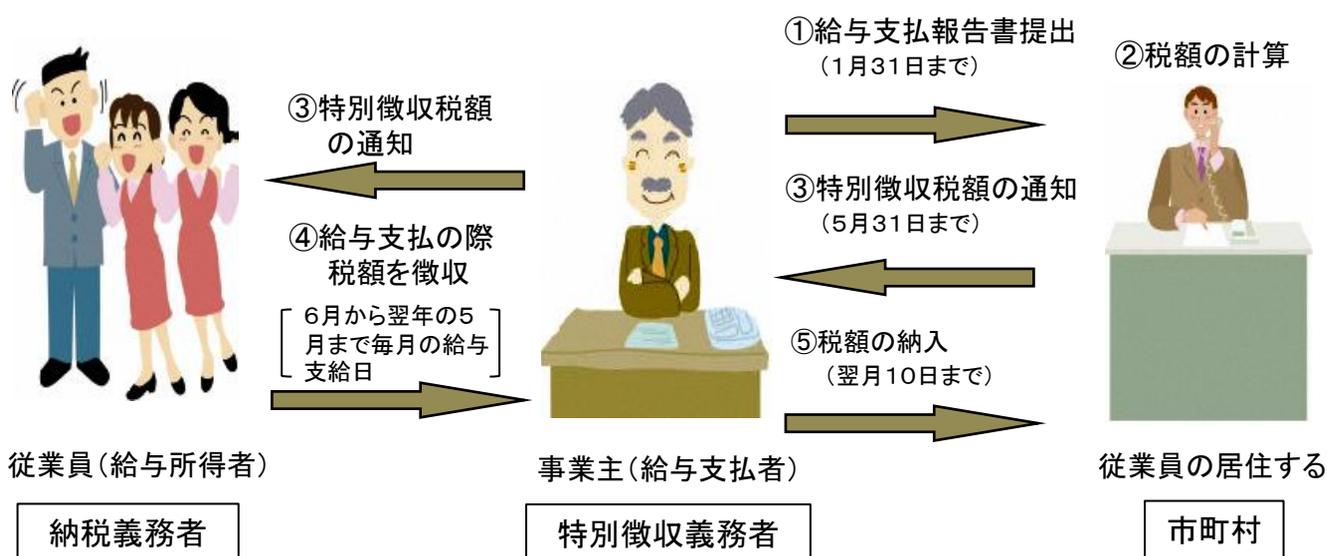
京都府内の市町村は平成30年度から  
個人住民税の特別徴収義務者を**一斉指定**します。

## 特別徴収とは？

事業主が、従業員へ支払う毎月の給与から、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税（市町村民税と府民税）を徴収して（天引きして）、従業員に代わって従業員が1月1日現在に居住する市町村に納入していただく制度です。

地方税法上、個人住民税は特別徴収による徴収が義務とされています。

## 特別徴収制度の仕組み



## 目次

1 特別徴収義務者の指定……………P1	5 特別徴収の納期と納入方法……………P5
2 特別徴収の対象になる方……………P1	6 税額の変更通知……………P6
3 給与支払報告書等の提出……………P1～5	7 退職・休職者の徴収方法……………P6
★普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の記載例	8 異動届などの提出……………P6
★特別徴収実施困難理由届出書の記載例	9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収・P6
★給与支払報告書(個人別明細書)の記載例	10 Q&A……………P6
★給与支払報告書(総括表)の記載例	11 お問い合わせ先……………P7
4 特別徴収税額通知書の送付……………P5	

## 1 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び321条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

特別徴収義務者は、原則としてすべての従業員の住民税を特別徴収(給与から天引き)して、従業員が1月1日現在に居住する市町村に納入していただくことが義務付けられています。

## 2 特別徴収の対象になる方

個人住民税の特別徴収の対象者は次の①②いずれにも該当する人です。  
(地方税法第321条の3)

- ① 前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受けた方
- ② 当該年度の初日(4月1日)において、給与の支払いを受けている方

ただし、次のa～fと、その他の場合のみ特別徴収の対象外とすることができます。  
(e～fは当面の間対象外。その他は平成30年度のみ対象外(31年度以降は対象)。)

(a～e は従業員 fは事業主)

- a 退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方
- b 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方  
(例:前年中の給与の支払額が100万円以下の方)
- c 給与の支払いが不定期な方(例:給与の支払いが毎月でない)
- d 他の事業所から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方(乙欄該当者)
- e 専従者給与が支給されている方(当面の間、対象)
- f (a～eを除いた)受給者総人数が2人以下の事業主(当面の間、対象)

※その他、電算システムの改修等のため、直ちに特別徴収することが困難な事業主  
(別途P3の特別徴収実施困難理由届出書の提出が必要)

## 3 給与支払報告書等の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしており、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、毎年1月31日までに①給与支払報告書(個人別明細書)、②給与支払報告書(総括表)、③普通徴収切替理由書(兼仕切紙)(普通徴収となる従業員がいる場合に提出が必要)を、従業員の1月1日現在の住所所在地の市町村に提出してください。また、年の途中で退職された方についても提出が必要です。

なお、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の理由に該当する方以外は普通徴収を希望することはできませんので、ご注意ください。

※ 給与支払報告書の提出は、簡単・便利なeLTAX(エルタックス/電子申告)をご利用ください。

＜エルタックスに関する問い合わせ先:一般社団法人地方税電子協議会＞

電話 0570-081-459 ホームページ <http://www.eltax.jp>

エルタックス等を利用される場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の添付は不要ですが、給与支払報告書個人別明細書摘要欄の最初に理由の符号(a～f)を記載するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

入力していない場合は、原則特別徴収となります。



# ★普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の記載例

特別徴収できない従業員の方がいる場合等(P1 a~f を参照)に提出が必要です。切替理由書の提出及び個人別明細書の摘要欄への符号記入がなければ、原則、特別徴収として取り扱います。

平成 年 月 日

## 個人住民税の普通徴収への切替理由書(兼仕切紙)

市町村長 へ

指定番号

事業所名

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

符号	普通徴収への切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方	人
b	毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない方 (例:前年中の給与支払い額が100万円以下の方)	人
c	給与の支払が不定期な方(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
d	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方 (乙欄該当者)	人
e	専従者給与が支給されている方	人
f	(a~eを除いた)受給者総人員が2人以下の事業主 (2名以下の場合のみ右欄に人数を記入してください)	人

※この「切替理由書(兼仕切紙)」を提出される場合は、個人住民税を給与から特別徴収できない方(上記理由a~f)の分の給与支払報告書(個人別明細書)の先頭に綴ってください。

### <提出時の綴り方>



### <給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

本人が障害者		寡婦		勤労学生	退職				明	
特別	その他	一般	特別		就職	退職	年	月		日
0					0		0	0	0	

(摘要)欄に、該当する符号(a~f)を必ず記入してください。

例: a 平成30年3月31日退職予定

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、符号の記入は不要です。退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず符号(a~f)を記入してください。ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

※ 切替理由書(兼仕切紙)の提出及び個人別明細書の摘要欄への符号記入がなければ、原則、特別徴収として取り扱いますので、ご了承ください。

## ★特別徴収実施困難理由届出書の記載例

電算システムの改修等のため、直ちに特別徴収することが困難な場合に提出が必要です。届出書の提出がない場合は、原則、特別徴収になります。

平成 年 月 日

### 特別徴収実施困難理由届出書

〇〇市町村長 あて

次のとおり、平成 30 年度は特別徴収の実施が困難であることを届け出ます。

特別徴収を直ちに実施することが困難な理由(該当項目をチェックしてください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 電算システムの改修が必要なため
	<input type="checkbox"/> その他の理由
<p>( ・具体的な状況や事情等を詳しく記入してください。 )</p> <p>( ・理由の記載がないときは認められません。 )</p>	<p>( )</p>

#### 注意事項

- 1 この届出書は、平成30年1月31日までに提出してください。
- 2 理由によっては、特別徴収実施の猶予を認めないことがあります。
- 3 この届出書を提出することにより、特別徴収実施の猶予を認めるのは原則1年度です。
- 4 届出の内容と事実が相違することが判明した場合は、特別徴収実施の猶予を取り消すことがあります。

給与支払者の氏名 (法人の場合は名称)	株式会社 ○●○○ ㊞
同上の住所 (法人の場合は所在地)	〒XXX-XXXX ◇□市△▲区△△町1-1
電話番号 連絡先担当者	( XXX ) XXX - XXXX 総務課 給与係 ○● □□





## 6 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

## 7 退職・休職者の徴収方法

### ① 6月1日から12月31日までに退職等があった場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出又は了解を得て、退職時に支払う給与又は退職手当から一括して徴収していただくこともできます。

### ② 翌年1月1日から4月30日までに退職等があった場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払う給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき金額等が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

## 8 異動届などの提出

退職、休職、転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出していただかなければなりません。

※ 異動届の提出が遅れると、

- ① 退職者、休職者、転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となります。
- ② 税額変更や普通徴収への切替えが遅れる結果、1回あたりの税額の支払いが多くなってしまいます。などの恐れがありますので、必ず期限までに提出してください。

## 9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職手当に対する個人の住民税については、退職手当が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在の住所所在地の市町村です。

### ●退職所得にかかる住民税の特別徴収の手続き(納入の手続き)

退職手当の支払者は、徴収した月の翌月10日までに、「市町村民税・都道府県民税納入申告書」に特別徴収した税額と所要事項を記載したものをそれぞれの市町村に提出(申告)し、この税額を納入書により納入してください。

## 10 Q&A

Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか。従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A1 地方税法第321条の4及び市町村の条例では、原則として所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、制度は変わっていませんが、平成25年度から京都府と京都府内の市町村が連携して一斉に個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでおり、平成30年度から一斉指定するものです。事業主のみなさまにおかれましては法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができる納期の特例制度があります(P5)。

Q2 パートやアルバイトについても、個人住民税の特別徴収をしなければならないのですか。

A2 原則として、前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けているパートやアルバイト等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、P1の項目2ただし書きa～fのような場合には普通徴収とすることができますので、個別に市町村にお申し出(給与支払報告書(個人別明細書)の該当欄へ該当符号を記載)ください。

- 例・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。  
 ・従業員が退職したため、翌年の給与からの特別徴収ができない。  
 ・毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。 …等

Q3 給与の手取額が少なくなると、従業員から苦情が出ます。本人の希望で普通徴収を選べないのですか。

A3 普通徴収は従業員が市町村から送付のあった納付書により金融機関等の窓口で税金を納める制度です。雇い主が特別徴収義務者の場合、従業員は普通徴収を選べません。

確かに手取額は少なくなりますが、年間に支払う税額は変わりません。わざわざ金融機関等に出向く必要もなく、納め忘れや延滞金の心配もありません。普通徴収は年4回納付ですが、特別徴収は毎月天引き納入なので、1回あたり納付額は少ないです。

## 11 お問い合わせ先

○特別徴収の推進の取組みに関するお問い合わせ先  
 京都府総務部税務課個人住民税担当 電話 075-414-4433

○手続きに関するお問い合わせ先  
 従業員がお住まいの各市町村個人住民税(特別徴収)担当

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
京都市	市税事務所 法人税務担当	075-213-5246	南丹市	税務課	0771-68-0004
福知山市	税務課	0773-24-7024	木津川市	税務課	0774-75-1203
舞鶴市	税務課	0773-66-1026	大山崎町	税住民課	075-956-2101 (代)
綾部市	税務課	0773-42-4235	久御山町	税務課	075-631-9926 0774-45-3908
宇治市	市民税課	0774-22-3141 (代)	井手町	税務課	0774-82-6163
宮津市	税務課	0772-45-1612	宇治田原町	税住民課	0774-88-6633
亀岡市	税務課	0771-25-5012	笠置町	税住民課	0743-95-2301 (代)
城陽市	税務課	0774-56-4021	和束町	税住民課	0774-78-3005
向日市	税務課	075-931-1111 (代)	精華町	税務課	0774-95-1916
長岡京市	税務課	075-955-9507	南山城村	税財政課	0743-93-0103
八幡市	課税課	075-983-1111 (代)	京丹波町	税務課	0771-82-3802
京田辺市	税務課	0774-64-1317	伊根町	住民生活課	0772-32-0503
京丹後市	税務課	0772-69-0180	与謝野町	税務課	0772-43-9020

○京都府、各市町村のホームページもごらんください

(京都府・市町村名 を入力) 特別徴収